

亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年6月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第27号

亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例（令和8年亀山市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第8条第1項の規定による届出は、事前協議届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による通知は、事前協議終了通知書（様式第2号）により行うものとする。

(近隣住民等に対する説明会等の届出等)

第3条 条例第9条第4項の規定による届出は、説明会を実施した日、近隣住民等からの質問等に回答した日又は協定若しくは覚書（第3号において「協定等」という。）を締結した日から起算して7日以内に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書に必要な書類を添えて行うものとする。

- (1) 近隣住民等に対する説明会を実施した場合 説明会実施届出書（様式第3号）
- (2) 近隣住民等から質問等があった場合 質問等回答状況届出書（様式第4号）
- (3) 協定等を締結した場合 協定等届出書（様式第5号）

(事業計画の許可)

第4条 条例第10条の規定による申請は、事業計画許可申請書（様式第6号）に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。この場合において、第2条第1項に規定する事前協議届出書に添付した図書で変更のないものは、当該図書の添付を省略することができる。

2 市長は、条例第10条に規定する許可をしたとき、又は許可をしなかったときは、

事業計画許可（不許可）通知書（様式第7号）により事業者へ通知するものとする。

（設置許可の基準）

第5条 条例第11条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 事業区域の規模及び地形、太陽光発電施設に係る設備機器の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。
- （2） 事業区域内の雨水の全量を当該事業区域内において浸透処理するものであること。ただし、やむを得ないと認められる場合で、水路管理者、権利者、利害関係者等の同意を得て既設の水路へ接続できるときは、この限りでない。
- （3） 排水施設の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第16条に掲げる基準を満たすものであること。

2 条例第11条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 工事中に、周辺道路の一般車両の通行に支障を及ぼさないよう、適切な措置が講じられていること。
- （2） 大型車両の通行等による既存の道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。

3 条例第11条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 事業区域の近隣に建築物、公園、道路等（以下この号において「建築物等」という。）がある場合においては、太陽光発電施設により反射される太陽光が当該建築物等の利用に支障を及ぼさないよう、適切な措置が講じられていること。
- （2） 騒音を発するパワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用する交流電力に変換する設備をいう。以下同じ。）等の設置場所を住宅、病院又は学校その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると市長が認める施設からできる限り離す等の措置が講じられていること。
- （3） 太陽光発電施設を適切に運用するための保守点検並びに太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。

（変更の許可）

第6条 条例第12条第1項の規定による申請は、事業計画変更許可申請書（様式第8号）に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。この場合において、第2条第1項に規定する事前協議届出書又は第4条第1項に規定する事業計画許可申請書に添

付した図書で変更のないものは、当該図書の添付を省略することができる。

2 市長は、条例第12条第1項に規定する許可をしたとき、又は許可をしなかったときは、事業計画変更許可（不許可）通知書（様式第9号）により事業者へ通知するものとする。

（廃棄等費用の積立て）

第7条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立てを行わない場合における条例第14条に規定する費用の積立ての額は、同法第15条の13第1項に規定する額とする。

（標識の掲示）

第8条 条例第15条に規定する標識は、太陽光発電施設設置事業許可標識（様式第10号）によるものとする。

（着手の届出）

第9条 条例第16条の規定による届出は、工事着手届（様式第11号）に必要な書類を添えて行うものとする。

（完了の届出）

第10条 条例第17条の規定による届出は、工事完了届（様式第12号）に必要な書類を添えて行うものとする。

（許可の取消し）

第11条 市長は、条例第18条の規定により許可を取り消したときは、事業計画許可取消通知書（様式第13号）により許可事業者へ通知するものとする。

（廃止等の届出）

第12条 条例第19条の規定による届出は、廃止等届（様式第14号）に必要な書類を添えて行うものとする。

（地位の承継）

第13条 条例第20条第2項の規定による届出は、地位承継届（様式第15号）に必要な書類を添えて行うものとする。

（報告又は資料の提出）

第14条 事業者等は、条例第21条第1項に規定する報告又は資料の提出を求められたときは、速やかに太陽光発電施設状況報告書（様式第16号）に必要な書類を添え

て市長に報告し、又は資料を提出しなければならない。

(身分証明書)

第15条 条例第21条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第17号)によるものとする。

(指導及び助言)

第16条 条例第22条に規定する指導及び助言は、口頭又は太陽光発電施設設置事業に関する指導(助言)書(様式第18号)により行うものとする。

(勧告)

第17条 条例第23条の規定による勧告は、太陽光発電施設設置事業に関する勧告書(様式第19号)により行うものとする。

(命令)

第18条 条例第24条の規定による命令は、太陽光発電施設設置事業に関する命令書(様式第20号)により行うものとする。

(公表)

第19条 条例第11条第4項、条例第12条第2項の規定により準用する条例第11条第4項及び条例第20条第3項の規定による公表は、市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第25条第1項の規定による公表は、亀山市公告式条例(平成17年亀山市条例第3号)別表に掲げる掲示場に掲示するほか市長が適当と認める方法により行うものとする。

3 条例第25条第2項に規定する意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第21号)により行うものとする。

4 事業者は、条例第25条第2項に規定する意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(様式第22号)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第20条 条例又はこの規則の規定に基づき市長に提出する書類(次項において「提出書類」という。)の部数は、正本1部及び副本1部とする。

2 前項の規定にかかわらず、提出書類のうち、第2条第1項、第4条第1項及び第6条第1項の規定によるものは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。)により提出するものとする。

(保守点検等責任者の任命)

第21条 事業者等は、事業区域の維持管理の方針及び実施について判断する権限を有する者又は太陽光発電施設の保守点検及び維持管理の方針及び実施について判断する権限を有する者(以下「保守点検等責任者」という。)を任命したときは、第8条に規定する標識、第10条に規定する工事完了届及び第13条に規定する地位承継届に保守点検等責任者を明らかにする事項を記載しなければならない。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

事前協議届出書添付図書

1 添付書類

書類の名称	備考
事業者の住民票の写し等	住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
地番表	(1) 事業区域の所在、地番、地目、地積及び所有者その他権利者の一覧表 (2) 近隣住民等の範囲内にある土地の所在、地番、地目及び所有者の一覧表 (3) 近隣住民等の範囲内にある建築物の所有者の一覧表
登記事項証明書	事業区域の土地に係る登記事項証明書(発行日から3月以内のものに限る。)
現況写真	事業区域と隣接地及び排水先との位置関係が分かるもの
仕様書	太陽光パネル及びパワーコンディショナーの公称最大出力が分かるもの
維持管理に係る計画書	様式第23号
廃棄等費用の積立てに係る計画書	様式第24号
委任状	任意様式
その他	市長が必要と認める書類

2 添付図面

図面の種類	縮尺等	明示すべき事項等
事業位置図	1/10,000程度	(1) 方位

		(2) 事業区域 (赤枠で囲うこと。)
事業区域図	最新の都市計画図 1/2, 500	(1) 方位 (2) 事業区域 (赤枠で囲うこと。) (3) 雨水の排水方向及び排水先 (4) 工事車両通行経路 (使用するトラックの最大積載重量及び1日当たりの最大通過台数) (5) 近隣住民等の範囲 (範囲を示す線、自治会名及び自治会の境界線)
公図の写し		(1) 無加工のもの (2) 事業区域の範囲 (赤枠で囲うこと。)、近隣住民等の範囲 (緑枠で囲うこと。)、近隣住民等の範囲内にある土地の所有者、道路 (茶色に着色すること。)、赤道 (赤色に着色すること。) 及び青道 (青色に着色すること。) を明示したもの (事業区域が広く一枚の公図に納まらない場合は、集合図とすること。)
土地の求積図	1/500程度	(1) 方位 (2) 寸法又は座標 (実測とすること。)
土地利用計画平面図	1/500程度	(1) 方位 (2) 事業区域の範囲 (赤枠で囲うこと。) (3) 太陽光パネル、パワーコンディショナー及び受電柱の位置 (4) 事業区域の舗装等の種別 (5) 雨水排水施設の構造及び位置 (6) 事業区域周囲の柵等の工作物の種類及び高さ (7) 事業区域に面する道路、河川及び水路の幅及び構造等
造成計画平面図	1/500程度	(1) 高さの基準となるベンチマーク (2) 造成前後の地盤高 (3) 造成面の勾配方向及びその角度 (4) 切土部分 (黄色に着色すること。) (5) 盛土部分 (赤色に着色すること。) (6) 切土及び盛土の面積 (7) 造成計画断面図の位置
造成計画断面図	1/500程度	(1) 造成前後の地盤面 (2) 切土部分 (黄色に着色すること。) (3) 盛土部分 (赤色に着色すること。) (4) 切土及び盛土の各部分の高さ (5) 事業区域及び事業区域に面する法面の高さ及び勾配
太陽光発電施設	1/50程度	(1) 太陽光パネルの寸法、角度、反射率及び

の構造図		反射防止のための措置方法 (2) 架台の寸法及び素材 (3) 架台と土地の固定方法
------	--	---

備考 各項に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に明示してその図面を第2条第1項の届出書に添える場合においては、当該各項に掲げる図面に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図面に明示すべき事項の全てを当該他の図面に明示したときは、当該各項に掲げる図面を第2条第1項の届出書に添えることを要しない。

別表第2（第4条、第6条関係）

事業計画許可（変更許可）申請書添付図書

1 添付書類

書類の名称	備考
事業者の住民票の写し等	住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
地番表	(1) 事業区域の所在、地番、地目、地積及び所有者その他権利者の一覧表 (2) 近隣住民等の範囲内にある土地の所在、地番、地目及び所有者の一覧表 (3) 近隣住民等の範囲内にある建築物の所有者の一覧表
登記事項証明書	事業区域の土地に係る登記事項証明書（発行日から3月以内のものに限る。）
現況写真	事業区域と隣接地及び排水先との位置関係が分かるもの
仕様書	太陽光パネル及びパワーコンディショナーの公称最大出力が分かるもの
土地所有者その他権利者の同意書	(1) 同意書 (2) 印鑑登録証明書
維持管理に係る計画書	様式第23号
廃棄等費用の積立てに係る計画書	様式第24号
市の意見に対する回答書	様式第25号
関係法令手続状況報告書	様式第26号
委任状	任意様式
排水計算書	三重県の「宅地等開発事業に関する技術マニュアル」2-2-2及び2-3-1から2-3-3までに定めるところによる。
その他	市長が必要と認める書類

2 添付図面

図面の種類	縮尺等	明示すべき事項等
事業位置図	1/10,000程度	(1) 方位 (2) 事業区域（赤枠で囲うこと。）
事業区域図	最新の都市計画図 1/2,500	(1) 方位 (2) 事業区域（赤枠で囲うこと。） (3) 雨水の排水方向及び排水先 (4) 工事車両通行経路（使用するトラックの最大積載重量及び1日当たりの最大通過台数） (5) 近隣住民等の範囲（範囲を示す線、自治会名及び自治会の境界線）
公図の写し		(1) 無加工のもの (2) 事業区域の範囲（赤枠で囲うこと。）、近隣住民等の範囲（緑枠で囲うこと。）、近隣住民等の範囲内にある土地の所有者、道路（茶色に着色すること。）、赤道（赤色に着色すること。）及び青道（青色に着色すること。）を明示したもの（事業区域が広く一枚の公図に納まらない場合は、集合図とすること。）
土地の求積図	1/500程度	(1) 方位 (2) 寸法又は座標（実測とすること。）
土地利用計画平面図	1/500程度	(1) 方位 (2) 事業区域の範囲（赤枠で囲うこと。） (3) 太陽光パネル、パワーコンディショナー及び受電柱の位置 (4) 事業区域の舗装等の種別 (5) 雨水排水施設の構造及び位置 (6) 事業区域周囲の柵等の工作物の種類及び高さ (7) 事業区域に面する道路、河川及び水路の幅及び構造等
造成計画平面図	1/500程度	(1) 高さの基準となるベンチマーク (2) 造成前後の地盤高 (3) 造成面の勾配方向及びその角度 (4) 切土部分（黄色に着色すること。） (5) 盛土部分（赤色に着色すること。） (6) 切土及び盛土の面積 (7) 造成計画断面図の位置
造成計画断面図	1/500程度	(1) 造成前後の地盤面 (2) 切土部分（黄色に着色すること。） (3) 盛土部分（赤色に着色すること。） (4) 切土及び盛土の各部分の高さ (5) 事業区域及び事業区域に面する法面の高

		さ及び勾配
太陽光発電施設の構造図	1/50程度	(1) 太陽光パネルの寸法、角度、反射率及び 反射防止のための措置方法 (2) 架台の寸法及び素材 (3) 架台と土地の固定方法

備考 各項に掲げる図面に明示すべき事項を他の図面に明示してその図面を第4条第1項又は第6条第1項の申請書に添える場合においては、当該各項に掲げる図面に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図面に明示すべき事項の全てを当該他の図面に明示したときは、当該各項に掲げる図面を第4条第1項又は第6条第1項の申請書に添えることを要しない。